

33 新品種・新技術の開発・保護・普及

【4, 280 (5, 702) 百万円】

対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により、「強み」のある農畜産物の創出を進めることが重要です。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用取組等を推進することが必要です。

政策目標

平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出

<主な内容>

1. 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化 1, 739 (2, 907) 百万円

実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発、育種期間の短縮に資するDNAマーカーの開発等を推進するとともに、有望な遺伝資源保有国との遺伝資源取得ルートの確立、種苗産業の総合的な機能強化に向けた環境整備等を推進します。

①ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発

576 (1, 210) 百万円

②農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

29 (32) 百万円

③種苗産業海外展開促進事業

30 (14) 百万円

等

委託費、補助率：定額、1/2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 「強み」を活かすための産地化支援

2, 367 (2, 595) 百万円

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

強い農業づくり交付金（優先枠）

2, 000 (2, 000) 百万円

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等 367 (595) 百万円

補助率：定額、1/3以内等

事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）、都道府県等

3. 「強み」を守るための知的財産の保護・活用

174 (一) 百万円

地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び制度の普及啓発、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。

地理的表示等活用総合対策事業 174 (一) 百万円

委託費、補助率：定額

委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の①の事業

技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）

(03-3502-7435)

1の②の事業

大臣官房政策課環境政策室

(03-6744-2017)

1の③、3の事業

食料産業局知的財産課

(03-6738-6169)

2の事業

生産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

新品種・新技術の開発・保護・普及に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着。

